

太田市環境基本計画等改定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関する質問・回答

番号	該当ページ	質 問	回 答
1	実施要領第5(2)本事業の遂行のために必要な事項	「過去3年以内に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した（1年以上の運営）実績を有していること。」とありますが、1年以上の運営には、一連の継続した業務において通算1年以上運営された業務も含まれるでしょうか。例えば、戦略検討業務を前年に受託し、翌年、同戦略にもとづいた計画策定業務を受託し、同じ協議会で意見交換のうえ計画を策定したような業務も実績として認められるのでしょうか。	1年以上の運営には、一連の継続した業務において通算1年以上運営された業務も含まれます。例えについても、資格要件に該当となります。
2	実施要領第5(2)本事業の遂行のために必要な事項	過去3年以内に、国（公団を含む。）又は地方公共団体との『環境基本計画』若しくは、『地球温暖化対策実行計画』のいずれか単体の契約実績を有していれば、提案者に求められる資格要件を有するという理解でよろしいでしょうか。また、「規模をほぼ同じくする契約・・・」とありますが、想定されている規定（発注機関や発注金額等）がありましたらご教示いただけますでしょうか。	過去3年以内に、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画のいずれかの契約実績を有して、1年以上の業務履行が有れば、資格要件に該当となります。また、「規模をほぼ同じくする契約・・・」について、想定されている規定はございませんが、国・県・他市(人口20万人以上)で発注され、業務委託金額が1千万円以上の契約実績が有ればと考えております。
3	業務委託仕様書4-1(3)各種会議等の支援、4-2(3)パブリックコメント(5)各種会議等の支援	仕様書にある上記の、環境審議会、庁内検討会、住民等ワークショップ及びパブリックコメントの実施時期について決定しているものがあればお教えてください。また、決定でなくとも想定している時期があればお教えてください。	各会議の実施時期は検討中です。現時点で、意見公募(パブリックコメント)を令和8年12月から令和9年1月の1カ月間で考えております。
4	①仕様書2頁	住民等ワークショップの企画は対象者の選定及び募集も含めての立案となりますでしょうか？この場合、募集に係る費用も業者負担と考えるのでしょうか？	対象者の選定及び募集は市で行う。企画は業者をお願いしたい。
4	②仕様書4頁	成果物における簡易製本とは、社内でカラー印刷したものをパイプファイル等に綴じる方法でも良いのでしょうか？	質問どおりの方法でも構いません。
4	③実施要領別表1	様式3事業所概要調査に記載する類似業務の取引実績は1つまでとなっていますが、企画提案書に記載する業務実績も同じものを記載するのでしょうか？追加で記載することは可能でしょうか？	企画提案書への記載は、同じものと合わせて追加記載も可能です。
4	④その他	貴市の地球温暖化対策事項計画（事務事業編）の運用において、LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）は導入されていますでしょうか？	導入しております。

5	様式3（第7関係） ※2	記載する実績については、令和元年4月1日以降に完了した同種類似実績を記載するとの理解でよろしかったでしょうか。	その通りです。
5	様式3（第7関係） 「太田市への事業者登録の有無」	太田市入札参加搭載番号とは、物品役務における「業者番号」との理解でよろしかったでしょうか。	その通りです。
5	様式3（第7関係） ※3	令和7・8・9年度太田市入札参加資格名簿（物品役務）に登録されていること、とございますが、現資格の有効期限は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなり、令和8・9年度の資格については現段階で証明するものがございませんが、上記業者番号の記載があれば問題ないとの理解でよろしかったでしょうか。	その通りです。